

第 4 3 号議案

桶川市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める  
 条例の一部を改正する条例

桶川市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条  
 例（平成 2 5 年桶川市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示  
 及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）  
 の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正  
 後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあ  
 っては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正  
 後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合  
 を除く。

改正前	改正後
目次 略	目次 略
第 2 章 <u>歩道等</u> （第 3 条—第 10 条）	第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道 路等の構造</u> （第 3 条—第 10 条）
第 3 章 <u>立体横断施設</u> （第 11 条—第 16 条）	第 3 章 <u>立体横断施設の構造</u> （第 11 条—第 16 条）
第 4 章 <u>乗合自動車停留所</u> （第 17 条・第 18 条）	第 4 章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第 17 条・第 18 条）
第 5 章 <u>自動車駐車場</u> （第 19 条—第 29 条）	第 5 章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第 19 条—第 29 条）
第 2 条 略	第 2 条 略
(1) 有効幅員 歩道、 <u>自転車歩行者 道</u> 、立体横断施設（横断歩道橋、地下 横断歩道その他の歩行者が道路等を横 断するための立体的な施設をいう。以 下同じ。）に設ける傾斜路、通路若し	(1) 有効幅員 歩道、 <u>自転車歩行者 道、自転車歩行者専用道路、歩行者専 用道路</u> 、立体横断施設（横断歩道橋、 地下横断歩道その他の歩行者が道路等 を横断するための立体的な施設をい

くは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員**又は除雪**のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

## 第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

**3** 歩道**又は**自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の**有効幅員**は、当該**歩道等**の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円

う。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、**除雪**のために必要な幅員**又は道路構造条例第41条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員**を除いた幅員をいう。

## 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

**3** 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第39条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

**4** 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

**5** 歩道**若しくは**自転車歩行者道(以下「歩道等」という。) **又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路**(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の**有効幅員**は、当該**歩道等又は自転車歩行者専用道路等**の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路

滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 **歩道等**の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 **歩道等**の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の**横断勾配**は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 **立体横断施設**

(エレベーター)

第12条 略

- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる**装置**が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラ

**等**の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 **歩道等又は自転車歩行者専用道路等**の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 **歩道等又は自転車歩行者専用道路等**の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は**自転車歩行者専用道路等の横断勾配**は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

### 第3章 **立体横断施設の構造**

(エレベーター)

第12条 略

- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる**設備**が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラ

スその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

スその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

<p>(休憩施設)</p> <p>第32条 <b>歩道等</b>には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>(休憩施設)</p> <p>第32条 <b>歩道等又は自転車歩行者専用道路等</b>には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>(照明施設)</p> <p>第33条 <b>歩道等</b>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該<b>歩道等</b>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>(照明施設)</p> <p>第33条 <b>歩道等、自転車歩行者専用道路等</b>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該<b>歩道等、自転車歩行者専用道路等</b>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の<b>路面</b>の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の<b>路面又は床面</b>の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。